

砥部町農業委員会総会

令和5年3月議事録

令和 5 年 3 月農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和 5 年 3 月農業委員会総会
2 開始日時	令和 5 年 3 月 7 日（火）13 時 30 分～14 時 00 分
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	大内廣志（会長）、西岡弘安、西森正一、宇津見尚規 田中和樹、田中 弘、藤田 平、三木恭子、田中祥三 松尾利勝、佐野淳子、山田義秀、亀田義一、大野和博 中村孝幸
5 欠席委員	土井敬一
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	池田晃一（事務局長） 池内 隆（事務局専門員兼農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和5年3月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第8号 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出について 1件

日程第3 議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について 3件

日程第4 議案第10号 農地法第5条第1項農地転用許可後の転用事業計画変更について 1件

日程第5 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について 6件

・閉会

令和5年3月砥部町農業委員会総会

令和5年3月7日（火） 13時30分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局 長	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から3月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大内会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局 長	ありがとうございました。 本日は、砥部町農業委員会総会会議規程第4条により、土井敬一委員より、欠席の旨、通告がありましたのでご報告致します。 本日の出席委員は15名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第3条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を大内会長にお願いします。
議 長	それでは、3月農業委員会総会を開会いたします。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第20条第2項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、6番、藤田平委員さん、7番、三木恭子委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の大内さんを指名いたします。
議 長	日程第2 議案第8号 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出について、1件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の1頁をご覧ください。地図は1頁をご覧ください。 市街化区域内農地の転用です。 届出人は〇〇、〇〇さんです。 届出地は、〇〇番、地目、畑、面積183㎡です。 転用目的は、個人住宅兼倉庫で、3階建1棟です。給排水は砥部町上下水道です。 今回の届出は、既に建築しており、事後の届出となりますが、市街化区域内ですので支障ないものと思われます。

	以上で説明を終わります。
議 長	農地法第4条第1項第8号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、事務局報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第3 議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、3件を議題といたします。 1件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	1件目、自己用住宅、農家住宅への転用案件です。地図は2頁をご覧ください。 貸人は、〇〇番地、〇〇さん、借人は、〇〇番地〇〇さんです。使用貸借の期間は20年です。 申請地は、〇〇番、地目、畑、面積315㎡です。 申請の経緯について、借人は、現在、家族3人で申請地の隣接地である〇〇番地の自己所有家屋にて生活しておりますが、西側町道の拡幅計画があり、敷地の一部を道路用地として提供するにあたり、現住居の建替えを行うべく、隣接する父所有地の一部、申請地〇〇番を含めて建築敷地とするものです。 市街化区域内に所有不動産はなく、家族間で相談したところ、市街化調整区域ではありますが、生活の本拠とするには最適であるとの結論に至り、本申請地を無償にて借り受け住宅建築をすることとなりました。 盛土は80cm、周囲はコンクリート擁壁を施工します。排水は浄化槽を経由し、北側水路へ放流し、給水は砥部町上水道を利用します。 申請地の農地区分は第2種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われま す。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	町道の拡幅による建て替えと聞いています。後は、事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし

	ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	2 件目、露天資材置場への転用案件です。地図は 3 頁をご覧ください。 渡人は、〇〇番地〇〇さん、受人は、〇〇番地〇〇さんです。 申請地は、〇〇番、地目、田、面積 340 m² です。 申請の経緯について、受人は、〇〇を事業として行っており、建設現場等で発生した土砂を 1 か月ほど保管しながら検査しておりますが、他の現場の土砂を混ぜないように保管する必要があります。 会社設立から数年がたち、受注規模が大きくなるにつれ、発生する土砂の量が多くなってきており、現所有地では 1 現場で満杯となり、新たな仕事を受注することができません。 現在、隣接の露天資材置場にて作業を行っておりますが、本申請地の紹介があり、一体の土地で管理でき、周辺に住宅は無く、市街化区域内に比べれば、周辺への環境的負担も少なくなるため、本申請に及ぶものです。 周囲は既に道路擁壁があり、周辺農業施設に影響を与えることはありません。盛土は約 50 c m 程度で、給水は、なし、排水は、自然排水とします。 申請地の農地区分は第 2 種農地で、土地の形状が悪い不整形地であり、かつ、水が溜まりやすく稲が浸かってしまう状況であって耕作に困難をきたしているなど、生産性は低く、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	ただ今、事務局から説明があったとおりです。ご審議よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	3 件目について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局	3 件目、建売住宅 2 棟への転用案件です。地図は 4 頁をご覧ください。 渡人は、〇〇番地〇〇さんと〇〇番地〇〇さん、受人は、〇〇番地〇〇さんです。 申請地は、〇〇番、地目、田、面積 267 m²です。この 1 筆のほか、周辺の隣接する地目宅地の 4 筆、898.57 m²との一体利用となります。全体面積は 1,165.57 m²で、5 区画分の分譲となりますが、農地を転用して分譲する 2 区画については建売の区画となります。あとの 3 区画は分譲宅地となります。 申請の経緯について、〇〇は、〇〇年に創業し、〇〇年が経過しました。砥部町において顧客ニーズ、社会的ニーズに応えるべく、住宅市場において、より良質で安価な住宅及び住宅地を供給することで社会貢献できるものと考えており、このたび、建売住宅 2 棟、分譲宅地 3 区画の販売を計画したため、本申請に及ぶものです。 切土が最大で 1.0m 程度、盛土が最大で 0.15m 程度行い、周囲には、土砂流失防止のためコンクリート擁壁を施工します。排水は、1～5 号地とも中央の開発道路敷のマンホールを経由して北側水路へ放流し、給水は、1～5 号地とも砥部町上水道を利用します。 申請地の農地区分は第 2 種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。〇〇さんの住宅の横は、家庭菜園で問題ありません。ご審議よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第 4 議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項農地転用許可後の転用事業計画変更について、1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	〇〇をご覧ください。

	本案件は、過去に転用許可を受けた申請について、事業計画変更申請を行うものです。3 頁をご覧ください。 当初の申請は、〇〇として申請されました。今回は〇〇の変更申請となります。 まず、〇〇年の当初の許可内容ですが、〇〇として〇〇など〇〇の建築を予定する内容で、申請地は、〇〇番、地目、畑のほか〇〇筆〇〇㎡、と農地以外の地目の一体利用地を含めて、全体で〇〇㎡が対象でした。 平成〇〇年の変更では、〇〇などを減少する内容の変更があり、〇〇年の変更では、〇〇として〇〇予定する内容の変更がありました。 今回の変更は、〇〇の変更となります。 まず、4 頁をご覧ください。事業内容ですが、〇〇です。〇〇ため、農地転用に関しては支障ないものと思われます。 また、関係する農地について、事業内容の変更によって農地に復活させて利用することはありませんので、今回の計画変更は支障ないものと思われます。 また、合理的な土地利用を図るうえでの見直しでありやむを得ないものと思われます。 よって、農業委員会としましては、今回の計画変更は適当である旨、愛媛県に対し、意見書の提出をできればと思います。 以上で説明を終わります。 以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第 5 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、6 件を議題とします。 1 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	1 件目、賃貸借権の設定で、新規の案件です。地図は 6 頁をご覧ください。 貸人は、〇〇番地〇〇さんです。借人は、〇〇番地〇〇さんです。 農地の所在地は、〇〇番、現況地目、樹園地、面積 437 ㎡です。 栽培品目は、愛媛果試第 28 号で、期間は、令和 5 年 3 月公告日から令和 15 年 2 月 28 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	問題ないので、ご報告いたします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2 件目と 3 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	2 件目と 3 件目、賃貸借権の設定で、新規の案件です。地図は 7 頁をご覧ください。 借人は、〇〇番地〇〇さんです。〇〇さんは、研修を終え、4 月から新規就農者として営農を行います。 2 件目、貸人は、〇〇番地〇〇さんです。 農地の所在地は、〇〇番、現況地目、畑、面積 796 m ² 外 3 筆、合計 1,945 m ² です。 栽培品目は、柑橘で、期間は、令和 5 年 3 月公告日から令和 15 年 2 月 28 日までの利用権を設定するものです。 3 件目、貸人は、〇〇番〇〇号〇〇さんと〇〇さんです。 農地の所在地は、〇〇番、現況地目、田、面積 2,371 m ² 外 5 筆、合計 4,320 m ² です。 栽培品目は、柑橘で、期間は、同じく 10 年間で設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。〇〇さんは、やる気があり、以前から土地を探していました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。

議 長	4 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	4 件目、使用貸借権の設定で、新規の案件です。地図は 3 頁をご覧ください。 貸人は、〇〇番地〇〇さんです。借人は、〇〇さんです。 農地の所在地は、〇〇番、現況地目、田、面積 1,249 m²のうち 650 m²です。 栽培品目は、レモンなどで、期間は、同じく 10 年間で設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	5 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	5 件目、使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は 8 頁をご覧ください。 貸人は、〇〇番地〇〇さんです。借人は、〇〇番地〇〇さんです。 農地の所在地は、〇〇番、現況地目、畑、面積 1,035 m²です。 栽培品目は、伊予柑で、期間は、令和 5 年 3 月公告日から令和 15 年 2 月 28 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。

	異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	6 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	6 件目、使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は 2 頁をご覧ください。 貸人は、〇〇番〇〇号〇〇さんです。借人は、〇〇番地〇〇さんです。 農地の所在地は、〇〇番、現況地目、樹園地、面積 701 m²外 1 筆、合計 1,082 m²です。 栽培品目は、愛媛果試第 28 号で、期間は、令和 5 年 3 月公告日から令和 6 年 2 月 29 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、3 月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 14 時 00 分 閉会

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____